

## 地域医療支援病院名称承認に係る審査表

## 1 公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

病院の概要	
所在地	東京都練馬区光が丘二丁目5番1号
開設年月日	令和4年10月10日
診療科	内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、リウマチ内科、神経内科、血液内科、感染症内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、頭頸部外科、心臓血管外科、乳腺外科、形成外科、臨床検査科、産婦人科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、精神科、病理診断科、歯科口腔外科
重点医療	救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療
指定等	東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、基幹型臨床研修病院 等
病床数	457床（一般病床457床）

審査項目		申請病院の実績	
①	紹介患者に対して医療を提供することとし、次のいずれかに該当すること。 ア 紹介率 80%以上 イ 紹介率 65%以上、かつ逆紹介率 40%以上 ウ 紹介率 50%以上、かつ逆紹介率 70%以上	○令和3年度の紹介率 96.3% (A/B) ○令和3年度の逆紹介率 80.0% (C/B) ⇒ <u>アに該当</u>	紹介患者数 10,667人(A) 初診患者数 11,077人(B) 逆紹介患者数 8,863人(C)
②	病院の建物、設備、器械等を地域の医療従事者の診療、研究等に共同利用できる体制を整えていること。	○共同利用の範囲 ⇒ 病床、CT、MRI、RI、骨密度測定、マンモグラフィ、XP機器及び同委託検査 ○共同利用件数（令和3年度） ・高額医療機器利用 802件 ○共同診療件数（令和3年度） 3件 ○共同利用に関する規程 ・「練馬光が丘病院 地域連携協力施設制度会則」	

審査項目	申請病院の実績
<p>③ 常時、重症の救急患者に対し医療を提供できる体制を確保することとし、次のいずれかに該当すること。  ア 救急自動車搬送患者数が1,000人以上  イ 救急自動車搬送患者数が救急医療圏（二次医療圏）人口の0.2%以上</p>	<p>○重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況  医師7人、看護師23人、薬剤師28人、検査技師27人、放射線技師29人</p> <p>○診療施設  救急外来、CT室、MRI室、X線撮影室、ICU、化学検査室</p> <p>○重症救急患者のための病床の確保状況  ・優先的に使用できる病床 14床</p> <p>○令和3年度救急医療提供実績  ・救急自動車により搬送された患者の数  7,354人  ⇒アに該当</p>
<p>④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することとし、年間12回以上の研修を主催していること。</p>	<p>○令和3年度の研修会実績  ・講演会、症例研究会等 10回※  ・地域医療機関からの参加者 242人  ※新型コロナウイルス感染症の影響により2回中止</p> <p>○地域医療従事者対象の研修に関する規程を整備。</p>
<p>⑤ 集中治療室、化学・細菌・病理検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、医薬品情報管理室、緊急用又は患者輸送用自動車を有すること。</p>	<p>○集中治療室（1室、14床）、化学検査室1室、細菌検査室1室、病理検査室3室、病理解剖室1室、研究室1室、講義室1室、図書室1室、医薬品情報管理室1室、患者輸送用自動車1台を有している。</p>
<p>⑥ 紹介しようとする医師・歯科医師に診療及び病院の管理運営に関する諸記録を閲覧させる体制を整えていること。</p>	<p>○閲覧規程により諸記録を閲覧させる整備を整えている。</p>

審査項目	申請病院の実績
<p>⑦ 学識経験者からなる運営委員会を設置し、地域における医療の確保のために必要な支援に係る事項を審議すること。</p>	<p>○「練馬光が丘病院運営連絡協議会」を設置。  ○前年度委員会開催実績 2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(委員構成) 地元地区医師会代表 1名</li> <li>                  地元地区歯科医師会代表 1名</li> <li>                  地元地区薬剤師会代表 1名</li> <li>                  学識経験者 2名</li> <li>                  区議会議員 3名</li> <li>                  区民委員 4名</li> <li>                  区職員 2名</li> <li>                  内部委員 3名</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 17名</p>
<p>⑧ 患者からの相談に適切に応じられる体制を確保すること。</p>	<p>○面談、電話、メールにて相談に対応。主に看護師が行う。 相談件数：314件</p>
<p>⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること。</p>	<p>○退院前カンファレンス有  ○要保護児童対策地域協議会参画</p>
<p>⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関  (平常時)  ○院内感染対策の施設基準による対策実施に加え、院内感染対策チームを設置し、ラウンド、感染情報の分析、抗菌薬の適正使用に関与。  ○移転に伴い、陰圧医療ブースの拡充や隔離待合室を設置。</p> <p>(まん延時又はそのおそれがある時)  ○申請時点で延べ1,500人以上のコロナ感染症患者の入院の受入れ。  ○酸素ステーション、療養型施設、集団接種会場へのスタッフ派遣の実施。</p>
<p>⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。</p>	<p>○東京都災害拠点病院  (平常時)  ○BCPを策定して毎年訓練を実施するとともに、移転に伴い建物を免震構造としたほか、災害用井戸の整備、防災備蓄倉庫の拡充。  (災害時)  ○自院のみならず、区の緊急救護所である隣接の秋の陽小学校へも電力供給計画。また、臨時の医療提供スペースも確保し、傷病者を多数受入れ。</p>